

1. 目的

浜村－青谷線は、利用者数に対してバス車両では過大となっているため、路線バス浜村青谷線は廃止する。廃止された区間に乗合タクシーの実証運行を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、持続可能な事業とする。

2. 乗合タクシーの発着地及びルート

発着地 浜村駅、青谷駅

ルート 現行の浜村青谷線のルート

3. 乗合タクシーの運行便数及び時間

現行の浜村青谷線の運行便数（平日10便運行・土日祝日休止）を確保する。

ダイヤは、現行のバスダイヤを運行。

土日祝日6便運行し、利用者の利便性の向上を図る。

なお、平成21年度の利用状況（10便中7便が空運行）から電話予約方式の導入を図る。

4. 乗合タクシー料金

200円までは現行料金で、200円を超える区間は200円を上限とする。

5. タクシー会社について

日本交通(株)

6. 実証運行時期

概ね3ヶ月間（予定：H21.10.1～H21.12.31）を実証運行期間とし、利用調査結果・市民の意見等を取り入れて適宜改善を行う。

H22.1.1以降の運行形態については、運行実績・利用者の意見等を勘案して鳥取市生活交通会議で協議を行い決定する。

7. 今後のスケジュール

21/7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活交通会議 地域審議会	住民説明会の開催 生活交通会議	住民への広報実施	運行開始	意見交換会の実施	生活交通会議			

浜村駅－青谷駅線乗合タクシー運行ダイヤ表

青谷駅行き	①	②	③	④	⑤
浜村駅発	6:55	9:11	11:40	17:25	19:02
浜村新町	6:56	9:12	11:41	17:26	19:03
新町2丁目	6:56	9:12	11:41	17:26	19:03
北 浜	6:57	9:13	11:42	17:27	19:04
姉ヶ泊	6:59	9:15	11:44	17:30	19:06
姫 路	7:00	9:16	11:45	17:32	19:07
船 磯	7:01	9:17	11:46	17:33	19:08
町民グラウンド	7:03	9:19	11:48	17:35	19:10
夏 泊	7:04	9:20	11:49	17:36	19:11
青谷海水浴場	7:06	9:22	11:51	17:38	19:13
本 町	7:07	9:23	11:52	17:40	19:14
青谷駅口	7:08	9:24	11:53	17:41	19:15
青谷駅着	7:09	9:25	11:54	17:42	19:16

浜村駅行き	①	②	③	④	⑤
青谷駅発	7:21	8:41	11:16	17:05	18:43
青谷駅口	7:22	8:42	11:17	17:06	18:44
本 町	7:23	8:43	11:18	17:07	18:45
青谷海水浴場	7:24	8:44	11:19	17:09	18:46
夏 泊	7:26	8:46	11:21	17:11	18:48
町民グラウンド	7:27	8:47	11:22	17:12	18:49
船 磯	7:29	8:49	11:24	17:14	18:51
姫 路	7:30	8:50	11:25	17:15	18:52
姉ヶ泊	7:31	8:51	11:26	17:17	18:53
北 浜	7:33	8:53	11:28	17:20	18:55
新町2丁目	7:34	8:54	11:29	17:21	18:56
浜村新町	7:34	8:54	11:29	17:21	18:56
浜村駅着	7:35	8:55	11:30	17:22	18:57

土日祝日は、①③⑤を運行

※全便電話予約方式により運行

ご利用の1時間前までに連絡(①については、前日の20時まで)に連絡

浜村駅－青谷線乗合タクシー料金

○ 浜村駅
○ 浜村新町
○ 新町二丁目
○ 北浜
○ 姉ヶ泊
● 姫路
○ 船磯
○ 町民グラウンド
○ 夏泊
○ 青谷海水浴場
○ 本町
○ 青谷駅口
○ 青谷駅

浜村駅	180	姉ヶ泊	160	船磯	160	町民グラウンド	160	夏泊	160	青谷駅	160
姉ヶ泊	160	船磯	160	町民グラウンド	160	夏泊	170	青谷駅	180		
船磯	190	町民グラウンド	190	夏泊	200	青谷駅	200				
町民グラウンド	200	夏泊	200	青谷駅	200						

●印の停留所の運賃は、先の停留所と同じ
 ☆小人は半額但し、5円は10円単位に切り上げ


(参考) J R 料金 浜村－青谷間 180円


乗合タクシーの利用方法(浜村-青谷線)


日本交通(株)へ電話をする


0857-26-6111

応答例

○利用者：^{住所(船磯等)}()の^{名前}()ですが、○月△日の^{乗車時間}()の^{バス停名}()バス停発^{乗車人数}()名で乗合タクシーをお願いしたいのですが。

日本交通：^{乗車時間}○月△日の()の^{バス停名}()発で^{乗車人数}()名様ですね。どこまでになりますか。

○利用者：^{バス停名}()バス停までお願いします。

日本交通：^{バス停名}()バス停から^{バス停名}()バス停まで^{乗車人数}()名様ですね。では、○時×分頃にバス停に行きますので、それまでに出ておまちください。

◆ご利用の1時間前までにご連絡ください。

(①の便の予約は前日の20時までにお問い合わせします。)

『浜村青谷線 乗合タクシーの実証運行』に対する地元説明会の結果

1. 地元説明会の実施概要

	内容等	
実施方法	○ 出席者に「浜村青谷線 乗合タクシーの実証運行」の概要を説明の上、これに対する質問や意見等をお聞きした。	
実施対象	○ 沿線地区の住民の方々の意見を聞き取ることを目的とし、地域審議会において説明を行った。	
	① 気高地域 (気高地域審議会において、議題の1つとして取り上げていただいた)	② 青谷地域 (青谷地域審議会において、議題の1つとして取り上げていただいた)
出席者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13名 地域審議会委員 : 13名 (委員内訳) 自治会役員、農林水産・商工業団体、青年・女性・高齢者組織、社会福祉に関する者、学識経験者、公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14名 地域審議会委員 : 14名 (委員内訳) 自治会役員、農林水産・商工業団体、青年・女性・高齢者組織、社会福祉に関する者、学識経験者、公募
実施日時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年7月23日(木) ・ 15:30~16:30 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年7月27日(月) ・ 15:00~16:00
実施場所	・ 気高町総合支所	・ 青谷町総合支所

2. 『浜村青谷線 乗合タクシーの実証運行』に対する意見と市の考え方

2-1. 「気高地域審議会」での意見とその対応

意見の概要	意見に対する事務局の考え方	対応方針
◆ <u>タクシーは予約がなかったら通らないと 言うことか</u>	⇒そうなります。空運行は行いません。 効率化を図るために、デマンド（予約制） による運行を行います。	・左記。
◆ <u>住民への周知を徹底しないといけない</u> ・無駄な空運行は、しないほうがいいが、 待っていたけど来なかったとならないよ う、住民に対し徹底的に説明して知らせ ないといけない。	⇒実証運行に先立って、沿線世帯にチラシ を配布するなどにより、地域住民への広 報を十分に行います。	・近々チラシを作成し、配布する 予定です。
◆ <u>この施策はどれくらいの期間続けるのか</u>	⇒利用状況にもよります。現時点で何年と はお答えできませんが、利用者が少なく ても便数は残していきたいと思えます。	・実証運行を実施 し、その状況を見ながら対応 を検討します。
◆ <u>予約は何時間前にすれば良いか。何日か 前に言わないといけないのか</u>	⇒他の地域で乗合タクシーを行っている ところは、1時間前位に予約をされている ので、同様にさせていただければと思 います。また、帰りに利用されたいときは、 朝出るときに帰りの予約をされますと 対応できます。	

2-2. 「青谷地域審議会」での意見とその対応

意見の概要	意見に対する事務局の考え方	対応方針
◆ <u>料金を100円にできないか</u> ・初乗り運賃を下げるということについて 検討の余地はないのか。	⇒ご意見があったことについては、生活交 通会議に報告いたします。検討の余地が ないということはありません。	・対応は難しいと 判断します。
◆ <u>タクシー会社は、1社となるのか。それ とも2社となるのか</u>	⇒乗合事業の許可を持っているタクシー事 業者となります。	
◆ <u>好きな時間帯に利用できるのか</u> ・今、乗りたいというときに利用できるか。 また時間どおりでないといけないのか。	⇒基本的には、ダイヤのとおり運行します。 ただし、利用状況によっては現行の便数 の中での変更は十分可能です。	・実証運行を実施 し、その状況を見ながら対応 を検討します。

浜村一青谷線 乗合タクシー運行計画について（道路運送法関係）

1. 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間（中国運輸局長 公示）

- ①事業計画変更認可について〔道路運送法第15条〕

一般乗合事業の既存許可事業者が路線を新設する場合において生活交通会議で協議が調った事案

標準処理期間が3ヶ月 ⇒ 1ヶ月を目途

（説明）

- ・平成21年10月1日から実施するため。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について（中国運輸局長 公示）

- ①乗車定員について

生活交通会議の協議結果に基づく場合

乗車定員11人以上 ⇒ 乗車定員11人未満とすることができる。

（説明）

- ・現在の利用客数が最大2人であり、バス車両では過大となるため。

- ②最低車両数について

生活交通会議の協議結果に基づく場合

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。 ⇒ この限りでない。

（説明）

- ・1路線の運行のため、多くの車両を必要としないため。

3. 運賃及び料金について

道路運送法第9条第4項の合意

運賃等について生活交通会議で合意しているとき

中国運輸局長の認可 ⇒ 中国運輸局長へ届け出

(実施予定日の30日前まで)

[道路運送法施行規則第9条]

(説明)

- ・浜村駅－青谷駅間は、他の路線との競合はない。
- ・身体障害者等の運賃については、路線バスと同じ取り扱い。

事業者

鳥取市雲山219番地
日本交通㈱ 代表取締役 澤 志郎